

## 平成22年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時  
平成22年7月26日(月)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 3時10分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員  
服部 正勝、若杉 恵、岡本 耕平、大塚 俊幸、川崎 昭弘(代理:森 令治)、  
折小野 裕之、相羽 晴光、川村、剛、篠田 一彦、谷口 マスラオ、  
丹羽 栄子、向井 治男、宇野 恵子、 13名
- 4 欠席委員  
白木 文枝 1名
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
市長、都市整備部長 桜井 政則、都市計画課長 谷口 雅芳、  
都市計画課主幹 林 秀和、都市整備課長 加藤 孝志、  
都市整備課長補佐兼公園緑地係長 松田 治仁、  
都市計画課計画係長 山下 昭彦、都市整備課主査 榊原 重雄、  
都市計画課主査 大和 弘明
- 7 議題等
  - (1) 審議事項  
第1号議案 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(愛知県決定)について  
第2号議案 名古屋都市計画区域区分の変更(愛知県決定)について  
第3号議案 名古屋都市計画用途地域の変更(愛知県決定)について  
第4号議案 名古屋都市計画河川の変更(愛知県決定)について  
第5号議案 名古屋都市計画緑地の変更(愛知県決定)について  
第6号議案 名古屋都市計画尾張旭北原山土地区画整理事業の変更(愛知県決定)について  
第7号議案 名古屋都市計画道路の変更(愛知県決定)について  
第8号議案 名古屋都市計画道路の変更(尾張旭市決定)について  
第9号議案 名古屋都市計画高度地区の変更(尾張旭市決定)について  
第10号議案 名古屋都市計画準防火地域の変更(尾張旭市決定)について  
第11号議案 名古屋都市計画尾張旭旭前城前土地区画整理促進区域の変更(尾張旭市決定)について  
第12号議案 名古屋都市計画尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業の変更(尾張旭市決定)について

- 第13号議案 名古屋都市計画公園の変更（尾張旭市決定）について
- 第14号議案 名古屋都市計画墓園の変更（尾張旭市決定）について
- 第15号議案 名古屋都市計画下水道の変更（尾張旭市決定）について
- 第16号議案 名古屋都市計画旭台地区計画の変更（尾張旭市決定）について
- 第17号議案 名古屋都市計画吉岡地区計画の変更（尾張旭市決定）について
- 第18号議案 名古屋都市計画平子ヶ丘地区計画の変更（尾張旭市決定）について
- 第19号議案 名古屋都市計画平池地区計画の変更（尾張旭市決定）について
- 第20号議案 名古屋都市計画晴丘東地区計画の変更（尾張旭市決定）について
- 第21号議案 名古屋都市計画向地区計画の変更（尾張旭市決定）について
- 第22号議案 名古屋都市計画長坂地区計画の変更（尾張旭市決定）について
- 第23号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について

(2) 報告事項

尾張旭市都市計画マスタープランの見直しについて

8 会議の要旨

都市整備部長	<p>本日は、何かとご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の進行をさせていただきます、都市整備部長の桜井と申します。どうぞよろしく願いいたします。早速でございますが、ただいまから、「平成22年第1回尾張旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。はじめに、市長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>市長の谷口でございます。本日は、何かとお忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日頃から本市発展のためにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、市政に関してはもとより、都市計画の調査・審議に関しましても、何かとお世話になるかと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>以上簡単ではございますが、開会に当たっての私からのあいさつとさせていただきます。</p>
都市整備部長	<p>皆様方には、本年4月、当審議会の委員に就任いただいて以来、本日が初めての会議でございます。まずは、お手元の名簿によりまして、皆様方のご紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>（名簿にて委員紹介）</p> <p>なお、過半数の委員の出席を得ており、会議は有効に成立しておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>また、本日出席しております事務局職員は、時間の都合上、お手元の名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、早速議題に移らせていただきます。なお、慣例により、会長が選任されるまでの間、市長が議事進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>

市 長	<p>それでは、会長が選任されるまで議事の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の2、会長の選任をしていただきたいと思います。</p> <p>審議会の会長は、尾張旭市都市計画審議会条例で、学識経験のある者につき任命された委員から選挙によって定めるとされており、その方法は同運営規程で「無記名投票」、または「委員中に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。</p> <p>「無記名投票」と「指名推薦」の2とおりの方法がありますが、いかがいたしましょうか。</p>
谷口マスヲ委員	<p>従来から指名推薦で行われているようですので、今回も指名推薦が適当と思います。</p>
市 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>ご意見がなければ「指名推薦」ということでご異議ございませんか。</p>
委 員 全 員	<p>(異議なしの声)</p>
市 長	<p>ご異議もないようですので、選挙の方法は「指名推薦」によることにいたします。それでは学識経験者として任命されています4名の方々の中から指名をお願いいたします。</p>
谷口マスヲ委員	<p>今回の改選前にも会長を務めておられ、商工会長でもある服部正勝委員が適任と思います。</p>
市 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>ご意見もないようですので、ただいま会長にとの推薦がありました服部正勝委員を、会長に選任することとしてよろしいでしょうか。</p>
委 員 全 員	<p>(異議なしの声)</p>
市 長	<p>ご異議もないようですので、服部正勝委員を会長に選任することに決しました。</p> <p>それでは、会長が選任されましたので、交代させていただきます。</p>
都市整備部長	<p>大変失礼ながら、市長は他に所用がございますので、これをもって退席させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(市長退席)</p> <p>それでは、会長に選任されました服部委員より一言、ご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいま皆様から、会長に推薦をいただきました服部でございます。何分にも浅学非才の私でございますが、皆様方のご指導を受け、全力で会長の職を務めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
都市整備部長	<p>ありがとうございます。それでは会長、議長席の方へ移動をお願いいたします。</p> <p>(会長議長席へ)</p> <p>さて、審議会の議長につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程第5条第1項において、「会長をもってあてる」としておりますので</p>

		以後の会議の議事進行につきましては、会長をお願いします。
議	長	<p>事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私の方で行わせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>会議次第の3、会長の職務代理者の指名について、事務局から説明願います。</p>
	都市計画課長	<p>都市計画課長の谷口と申します。それでは、会議次第の3、会長の職務代理者の指名について説明させていただきます。</p> <p>会長の職務代理者につきましては、尾張旭市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理することになっております。このため、先程の会長の選任と同様、学識経験者の中から会長に指名していただくようお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたように、会長の職務代理者については、学識経験者の委員の中から会長が指名することですので、若杉 恵委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議次第の4、議事録署名者の指名に移りたいと思います。事務局から説明願います。</p>
	都市計画課長	<p>議事録につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程により、議長及び議長が指名した委員2名が署名することになっております。このため、議長から2名の署名者の指名をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名者には、谷口マスラオ委員、それから現在、まだ到着されておられません、白木文枝委員のお二方を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の5、審議事項に入らせていただきます。事務局から説明願います。</p>
	都市計画課長	<p>本日は「23」にも上る、多数の議案についてご審議いただく予定でございます。なお、その全てが愛知県の「都市計画区域の再編に伴う事項」に伴うものとなっておりますので、まずは、本日の議案の前提となります、この「都市計画区域の再編」について、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>愛知県では、人口減少や超高齢社会の到来、社会経済活動の広域化の進展など、昨今の様々な社会経済情勢の変化に対応するため、平成18年度から都市計画区域の再編を始めとした「都市計画の見直し」を進めてまいりました。この見直しでは、県内の都市計画区域を現在の20から6に再編することとしております。</p>

本市につきましては、瀬戸市とともに構成しております現在の「瀬戸都市計画区域」が、「名古屋都市計画区域」と「弥富都市計画区域」、そして「津島海部西部都市計画区域」とともに、新たに「名古屋都市計画区域」へ再編されることが関連するところでございます。このため、全ての議案に「名古屋都市計画」とありますが、現在はその全てが「瀬戸都市計画」となっておりますので、これらを今回変更する必要があるというものでございます。今回のような場合には、都市計画法上「名称の変更」に該当する、いわゆる「形式的な変更」が必要となっており、すべての議案がこれに該当します。

また、現在のところ、緑地や公園、道路については、「瀬戸都市計画区域」内、つまり本市と瀬戸市で番号を割り振っておりますが、今回「名古屋都市計画区域」として範囲が拡大いたしますので、これを割り振りなおす必要が出てまいります。これが「番号変更」ということでございます。

一方、今回は、これら名称などの変更だけでなく、道路の延長や記載事項といった具体的な内容変更が必要な事項もございます。それが「実質的変更」でございまして、議案番号で1と7と8、そして最後の23が該当するところでございます。

以上、本日の議案の前提となります「都市計画区域の再編」について、簡単にご説明させていただきました。なお、本日は議案が多数ございますので、変更内容が軽易な「形式的変更のみ」の場合につきましては、一括してご説明させていただき、その後、一括して審議と採決をお願いしたいと考えております。

<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から、本日の審議事項について説明がありましたが、何かご不明な点などありましたでしょうか。</p> <p>ないようですので、ただいまの説明のとおり、審議を進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは「第1号議案 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）について」、事務局から説明願います。</p>
<p>都市計画課計画係長</p>	<p>都市計画課計画係長の山下と申します。それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）について、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、尾張旭市長から諮問があったので、審議会の意見を求める」というものでございます。本議案につきましては、愛知県の決定事項でございしますが、都市計画法において「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する」と定められておりますことから、今回、本審議会に諮問させていただいたものでござい</p>

ます。

次に、その内容についてですが、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」としまして、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「弥富都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「津島海部西部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「瀬戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に改め、その全部を次のように変更する。というものでございます。

それでは、その変更後の「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をご覧いただきたいと思っております。この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、その通称として「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれております。このため今後は、これを「名古屋都市計画区域マスタープラン」としてご説明をさせていただきます。

なお、本日は時間の都合上、誠に勝手ながら、この内容をまとめた「概要版」を用いて説明をさせていただきます。まず「名古屋都市計画区域の範囲」でございます。「対象範囲」にございますとおり、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、東郷町、長久手町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村の11市5町1村の17自治体はその範囲に含まれております。なお、現在は本市と瀬戸市の2市で「瀬戸都市計画区域」を構成しておりますが、人口減少や超高齢社会の到来、社会経済活動の広域化の進展など、昨今の様々な社会経済情勢の変化に対応するため、これをこのように再編するというものでございます。

次に「基本的な事項」についてでございます。そもそもこの「都市計画区域マスタープラン」とは、都市計画法の規定に基づき、広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするものでございます。

また、今回のプランは基準年次を平成22年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定めるものとしており、そのうち「市街化区域の規模」などにつきましては、概ね10年後の平成32年を目標としております。

続いて、名古屋都市計画区域における「都市計画の目標」についてでございます。都市づくりの基本理念としましては、「高次都市機能と学術・文化・研究開発機能を擁した、世界と交流する環伊勢湾地域の中核都市づくり」としてございます。

次に「都市づくりの目標」についてでございます。「人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標」、「都市機能の立地・誘導に向けた目標」、「広域交通体系および公共交通網構築に向けた目標」、「産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標」そして「環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標」の5つの区分

に分け、それぞれその隣に「都市づくりの目標」が箇条書きで掲げられております。

続いて、「区域区分の決定の有無及び方針」についてでございます。この「区域区分」とは、市街化区域と市街化調整区域との区分のこととございまして、本名古屋都市計画区域においては、これを定めるものとしております。

次に「目標年次に配置されるべき人口及び産業の規模」についてでございます。これにつきましては、さらに広域的な視点で総合的に設定するものとして、本名古屋都市計画区域だけでなく、春日井市や犬山市、一宮市などを含む「尾張都市計画区域」、そして知多市や半田市、常滑市などを含む「知多都市計画区域」を併せ「尾張広域都市計画圏」という単位で設定されております。まず「尾張広域都市計画圏」における「目標年次に配置されるべき人口の規模」についてでございます。都市計画区域内の人口につきましては、平成32年の目標年次には約511万3千人と、平成17年、つまり前回の国勢調査の時と比較して15万1千人の増加を見込んでおり、その内の99%以上にあたる15万人を、市街化区域内での増加として想定しております。続いて、「尾張広域都市計画圏」における「目標年次に配置されるべき産業の規模」についてでございます。まず製造品出荷額等につきましては約18兆円と、平成17年と比較して3.5兆円の増加としておりますが、小売業商品販売額につきましては、約5.7兆円と、逆に約2千億円の減少が想定されております。

次に、名古屋都市計画区域における「具体的な都市計画に関する方針について」でございます。「4 主要な都市計画の決定等の方針」には、「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」「自然的環境の整備または保全」の4項目に分け、それぞれ方針が掲げられております。

まず「土地利用」につきましては、「都市づくりの目標」に則り、市街化区域の拡大を抑制し、コンパクトな都市づくりを推し進めることとしております。

次の「都市施設」につきましては、現在ある施設の充実を進めるとともに、バリアフリー化なども促進するとしており、また環境の保全と災害対策を進めるため、下水道や河川の整備を促進することとしております。

続いて「市街地開発事業」につきましては、土地区画整理事業によって良質な住宅地や工業地の供給を促進することとし、民間活力の活用なども含め、密集市街地の防災性の向上やまちなか居住の促進に重点を置くものとしております。

そして最後の「自然的環境の整備または保全」につきましては、都市の高温化現象の緩和や生物多様性の保全などの観点により、都市公園などの自然的環境の整備や保全を促進するものとしております。

以上、名古屋都市計画区域マスタープランについて、概要版を用いてご説明させていただきましたが、本編におきましては、「都市施設の方針」として本市の公共下水道事業の整備や矢田川の河川改修事業についてが、そして「市街地開発事業」として、現在施行中であります「旭前城前」及び「北原山」地区の土地区画整理事業が、また「自然的環境の整備または保全」としまして「小幡緑地」や「矢田川河川緑地」の整備に関する事等が掲げられております。

なお、本プランは非常に広範囲をその対象としておりますことから、本市に関する具体的な方針については、あまり記載されていないのが事実でございます。

また、この「名古屋都市計画区域マスタープラン」の素案につきましては、昨年10月9日から2週間、本市を初めとした関係各自治体などで閲覧をさせていただいたところでございます。その結果、新たに名古屋都市計画区域内にあたる地域では、公述申立てがございませんでしたので、愛知県では、当初予定していた公聴会の開催を中止としたところでございます。さらに、去る6月11日から25日までの間、私ども都市計画課の窓口で縦覧に付したところでございますが、縦覧者や意見書の提出はございませんでした。

以上、第1号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）について」の説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいま説明がありました第1号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（第1号議案 質疑なし）

それでは採決を行います。第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

（委員の挙手）

挙手全員であります。第1号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、「第2号議案 名古屋都市計画区域区分の変更（愛知県決定）について」から「第6号議案 名古屋都市計画尾張旭北原山土地区画整理事業の変更（愛知県決定）について」までを、一括して審議を行いますので、事務局から説明願います。

都市計画課計画係長

それでは、第2号議案から第6号議案までを、一括して説明させていただきます。いずれも愛知県決定の議案であり、計画書などは愛知県が作成したものでございます。まず、第2号議案の「名古屋都市計画区域区分の変更について」をご覧いただきたいと思います。「名古屋都市計画区域区分の変更（愛知県決定）について、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、尾張旭市長から諮問があったので、審議会の意見を求める」というものでございまして、先ほどの第1号議案と同様、愛

知県の決定事項でございますが、都市計画法の規定に基づき、本審議会に諮問させていただくものでございます。

計画書等が添付されておりますが、「理由」にございますとおり、「都市計画区域の再編に伴い名称を変更する」とともに、同区域内にあります豊明市や愛西市など、一部の地域で市街化区域と市街化調整区域を区分する「区域区分の変更」を行おうとするものでございます。なお、本市におきましては、今回区域区分の変更はございませんので、現在の「瀬戸都市計画区域」の名称を「名古屋都市計画区域」に変更するのみ、ということとなるところでございます。

次に、第3号議案「名古屋都市計画用途地域の変更について」ですが、「用途地域」とは、都市計画法に基づき、目指すべき市街地像に応じて、住宅地や商業地などといった用途別に分類される12種類の都市計画の総称のことです。こちらにつきましても、今回本市においては変更ございませんことから、第2号議案と同様、名称を変更するのみ、ということとなるところでございます。

続いて、第4号議案「名古屋都市計画河川の変更について」ですが、計画書には、本市内にございます「天神川」と、瀬戸市内の「瀬戸川」に関する記載がございます。このうち「天神川」が本市に関係してくるところでございますが、これまでと同様、「瀬戸都市計画」を「名古屋都市計画」に改めると同時に、昨年の町名変更によりまして、「終点」の地名が「尾張旭市東印場町二反田」から「東印場町四丁目」に変更されましたことから、今回これを併せて変更しようとするものでございます。なお、これ以外の区域や構造等に変更はございません。

次に、第5号議案「名古屋都市計画緑地の変更について」ですが、本市の場合、115番の「矢田川河川緑地」が関係してまいります。第4号議案と同様、「瀬戸都市計画」を「名古屋都市計画」に改めると同時に、昨年の町名変更によりまして、「庄中町二丁目、三丁目そして渋川町三丁目」へと地名変更されましたことから、今回これを併せて変更しようとするものでございます。なお、こちらにつきましても、名称と番号以外の変更はございません。

続いて、第6号議案「名古屋都市計画尾張旭北原山土地区画整理事業の変更について」をご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましても、「瀬戸都市計画」を「名古屋都市計画」へ名称を改めるだけであり、内容的な変更はございません。

以上、第2号議案「名古屋都市計画区域区分の変更（愛知県決定）」から第6号議案「名古屋都市計画区域尾張旭北原山土地区画整理事業の変更（愛知県決定）」までを一括して説明させていただきました。

議 長

ただいま説明がありました第2号議案から第6号議案までについて、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。  
(第2～6号議案 質疑なし)

それでは採決を行います。第2号議案から第6号議案までについて、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

挙手全員であります。第2号議案から第6号議案までについては、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして「第7号議案 名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について」、事務局から説明願います。

都市計画課計画係長

それでは、第7号議案「名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について」ご説明させていただきます。なお、都市計画道路につきましては、国道や県道、車線の数などによって、その決定権者が異なるところでございまして、第7号議案では、まずそのうちの、愛知県決定のものについてご審議いただくものでございます。

本市には、この愛知県決定と後ほどご審議いただく尾張旭市決定を含め、全部で28路線の都市計画道路が存在しますが、計画書には市外の都市計画道路が多数掲げられており、大変見難くなっております。このため本日は、この計画書とは別に、本市内の都市計画道路だけを抽出した「新旧対照表」と、その位置をお示しした「地図」をご用意しておりますので、こちらをご覧くださいと思います。「新旧対照表」には、本市内の愛知県決定の都市計画道路10路線について、変更前の内容と、変更後の内容を記載してございます。

都市計画道路につきましては、その種別などに応じて一連の番号が割り振ってございますが、今回の都市計画区域の再編により、これまで本市と瀬戸市のみで割り振っておりました番号を、新たに「名古屋都市計画区域」として割り振りなおすこととなりますことから、全ての都市計画道路において「番号」が変更されてございます。

それでは、変更後の内容をご覧くださいと思います。「手続き区分」として「A」又は「B」とありますが、このうち唯一「A」と表示のある「印場線」につきましては、都市計画区域の名称が「瀬戸」から「名古屋」に変更となり、これに伴い、隣の「番号」が変更になったとともに、「起点」「終点」の地名が、町名変更によって変更となった、いわゆる「軽微な変更」でございます。

一方、「手続き区分」が「B」とされている残りの9路線につきましては、これ以外に路線の延長等が変更となった、いわゆる「実質的な変更」がある路線でございます。

まず、「瀬港線」、市の南部、本地ヶ原地区にございますこの路線につきましては、「起点」と「終点」そして「延長」が変更となっております。このうち「起点」と「終点」の変更につきましては、相互を入れ替えたものでございまして、これは今回、「起点」と「終点」の設定方法を県内全域で「西から東へ」、「北から南へ」、そして「時計回り」という形で統一されたことによるものでございます。また、「延長」の変更

につきましては、瀬戸市内での修正があったことに伴い、今回変更となったものでございます。

続いて、「第3環状線」、市の北部、森林公園付近にございますこの路線につきましても、瀬戸市内で「延長」と「交差箇所」の修正があったことに伴い、今回変更するものでございます。

次に「旭南線」、市の中央部を東西に貫いているこの路線につきましても、瀬戸市内で「延長の修正」があったことにより、今回変更するものでございます。

次に、「川南線」につきましては、もともと一つの路線であった「平子線」を今回分割して、新たに「川南線」を設定するものでございます。この「平子線」は、愛知県森林公園南の柏井町公園通から東西に、平子町付近から南方向へ折れ曲がり、そのまま矢田川を超え、名古屋市境へとつながる一本の路線でございまして、現在はその全てが愛知県決定となっております。なお、そのうちの矢田川の少し北の地点、ここから南の部分、つまりここから名古屋市境までの部分は県道となっております。それ以外の部分、北の部分は市道となっております。

こうした中、愛知県では、今回の都市計画区域の再編に合わせ、県道の部分はこれまでと同様「愛知県決定」の路線とするが、それ以外の部分、つまり市道の部分については「市決定」とする旨の方針を掲げたところでございます。このため、今回その方針に従い、県道の部分である部分を新たに「川南線」として分割し、残りの部分は従来どおり名称を「平子線」として、市が決定するものとしようとするものでございます。そこで、今回新たに設定された「川南線」が愛知県決定となり、残った部分の「平子線」が尾張旭市決定となりますことから、本来であれば「平子線」は、愛知県決定をまとめたこの表に「含まれない」ということになるところでございます。しかし変更前の「平子線」は全線、愛知県決定でございましたことから、分割する今回の決定までは愛知県が行うこととなる関係上、愛知県決定の、この新旧対照表にも「平子線」が含まれることになるということでございます。なお、今後「平子線」に変更が生じた場合には「尾張旭市決定」という形で都市計画決定を行うことになるものでございます。

続いて、「瀬戸新居線」、「瀬戸環状西部線」、「玉野川森林公園線」、「名古屋瀬戸線」につきましても、「地名の変更」のほか、瀬戸市内で延長や交差箇所の修正があったことによる変更でございます。

以上、第7号議案「名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）」についてご説明させていただきました。なお、本案件につきましては、去る6月11日から25日までの間、縦覧に付したところでございましたが、縦覧者や意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

議 長	<p>ただいま説明がありました第7号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(第7号議案 質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。第7号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手)</p> <p>挙手全員であります。第7号議案については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>続きまして「第8号議案 名古屋都市計画道路の変更(尾張旭市決定)について」、事務局から説明願います。</p>
都市計画課計画係長	<p>それでは、第8号議案「名古屋都市計画道路の変更(尾張旭市決定)について」ご説明させていただきます。なお、ここからは最後の第23号議案に至るまで、尾張旭市決定の案件についてご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、尾張旭市決定の都市計画道路についてでございます。こちらも第7号議案と同様、「新旧対照表」に基づきご説明させていただきたいと思います。</p> <p>先ほどと同様、「手続き区分」として「A」又は「B」と表示がしてございます。ご覧のとおり全19路線中、「区画街路」と表示された4路線以外は全て、都市計画区域の名称が「瀬戸」から「名古屋」へ変更したもの、また、これに伴い隣の「番号」が変更になったもの、そして「起点」「終点」の地名が、町名変更によって変更となったり、先ほどの愛知県の「起点」と「終点」の設定方針に基づき、これを入れ替えたりした、いわゆる「軽微な変更」となっております。</p> <p>一方、「手続き区分」が「B」とされている4路線につきましては、「車線数」を「1車線」としておりましたが、一方通行以外の中央線を引かない道路の車線数は、「一」で表示するという形で記載方法が統一されましたことから、今回変更しようとするものでございます。このため、尾張旭市決定の都市計画道路につきましては、実質的な内容の変更はないところでございます。</p> <p>以上、第8号議案「名古屋都市計画道路の変更(尾張旭市決定)」の説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきましても、去る6月11日から25日までの間、縦覧に付したところですが、縦覧者や意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました第8号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(第8号議案 質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。第8号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p>

(委員の挙手)

挙手全員であります。第8号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして「第9号議案 名古屋都市計画高度地区の変更(尾張旭市決定)について」から「第22号議案 名古屋都市計画長坂地区計画の変更(尾張旭市決定)について」までを、一括して審議を行いますので、事務局から説明願います。

都市計画課計画係長

それでは、第9号議案から第22号議案までを、一括して説明させていただきます。いずれも尾張旭市決定の議案でございます。こちらでも今回の都市計画区域の再編によって、都市計画区域の名称が「瀬戸」から「名古屋」へ変更されることに伴う、いわゆる形式的な変更でございます。内容的な変更箇所は一切ございません。

まず、第9号議案「名古屋都市計画高度地区の変更について」、計画書をご覧くださいと思います。本市では、建築物の高さの最高限度を定めるものとして、良好な居住環境を保全する必要がある住居系用途地域に、15メートル、20メートル、23メートルの3種類の高度地区を設定しておりますが、今回は「瀬戸都市計画」を「名古屋都市計画」へ名称変更するだけで、内容的な変更はございません。

次に、第10号議案「名古屋都市計画準防火地域の変更について」、こちらでも計画書をご覧くださいと思います。本市では、市街地における火災の危険を防除するため、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域において、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とする準防火地域を設定しておりますが、こちらでも先ほどの高度地区と同様、内容的な変更はなく、「名古屋都市計画」へと名称変更するだけということとなるところでございます。

続いて、第11号議案「名古屋都市計画尾張旭旭前城前土地区画整理促進区域の変更について」でございます。この「土地区画整理促進区域」につきましては、市街化区域における住宅地の供給と、良好な住宅街区の整備を図ることを目的として設定するものでございまして、主として土地所有者等に対し、一定期間内に一定の土地利用を実現することを義務づける制度でございます。市内では旭前城前地区において、現在施行中の同土地区画整理事業の都市計画決定と同時に設定しているところでございます。なお、こちらでもこれまでと同様、内容的な変更はなく、「名古屋都市計画」へと名称変更するだけということとなるところでございます。

次に、第12号議案「名古屋都市計画尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業の変更について」でございます。こちらでも内容的な変更はなく、名称変更のみとなっております。

次に、第13号議案「名古屋都市計画公園の変更について」ござい

ます。本市では、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園を合わせて、42の都市計画公園がございますが、そのいずれも今回、内容的な変更はなく、都市計画区域の再編に伴う名称と一連の番号の変更のみとなっております。

続いて、第14号議案「名古屋都市計画墓園の変更について」でございます。本市では旭ヶ丘町山の手地内がございます「旭平和墓園」を都市計画決定しているところでございますが、こちら、先ほどの都市計画公園と同様、名称と番号を変更する以外、変更箇所はございません。

次に、第15号議案「名古屋都市計画下水道の変更について」でございます。本市では、尾張旭公共下水道を都市計画決定してございまして、その他、雨水管渠として「鳴湫雨水管渠」、汚水幹線として「西部汚水幹線」、そしてその他の施設として「東部」と「西部」の浄化センターを決定しているところでございます。こちら、これまでの議案と同様、内容的な変更はなく、名称変更と、昨年の町名変更により、地名変更されたことに伴う変更のみとなっております。

次に、第16号議案から第22号議案まででございます。いずれも地区計画に関する議案となっております。この「地区計画」につきましては、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい、良好な環境の街区を、整備保全するための計画でございまして、一定の地区を単位として施設の整備、建築物等に関する事項を一体的、総合的に定める都市計画のことでございます。市内には旭台、吉岡、平子ヶ丘など7箇所において都市計画決定しているところでございます。本日はそれぞれの地区計画、具体的には旭台、吉岡、平子ヶ丘、平池、晴丘東、向、長坂の地区計画について、1つずつ議案としてご提示させていただいておりますが、いずれも内容的な変更はなく、「瀬戸」を「名古屋」に名称変更するだけとなっております。

以上、第9号議案「名古屋都市計画高度地区の変更（尾張旭市決定）」から第22号議案「名古屋都市計画長坂地区計画の変更（尾張旭市決定）」までを一括して説明させていただきました。

議 長

ただいま説明がありました第9号議案から第22号議案までについて、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（第9～22号議案 確認事項のみで質疑なし）

それでは採決を行います。第9号議案から第22号議案までについて、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

（委員の挙手）

挙手全員であります。第9号議案から第22号議案までについては、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして「第23号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾

都市整備課長	<p>張旭市決定) について」、事務局から説明願います。</p> <p>都市整備課長の加藤と申します。それでは、第23号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について」、私からご説明させていただきます。</p> <p>本議案につきましては、これまでの議案と同様、「瀬戸都市計画」を「名古屋都市計画」に改めることのほか、その区域を一部変更する箇所がございますことから、個別にご審議をいただくものでございます。</p> <p>現在、本市の生産緑地地区につきましては、55団地、6.0ヘクタールを指定しているところでございますが、霞ヶ丘町地内における1団地において、413㎡分を都市計画道路霞ヶ丘線用地として買収いたしましたことから、これを一部除外しようとするものでございます。なお、端数処理の関係上、数値的には変更はないところでございます。</p> <p>なお、本案件につきましては、去る6月11日から6月25日まで間、縦覧に付したところでございましたが、縦覧者・意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上、第23号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について」の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました第23号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(第23号議案 質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。第23号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手)</p> <p>挙手全員であります。第23号議案については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>以上により、本日の審議事項の件につきましては、これで終わらせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、ここで5分間休憩とさせていただきます。</p> <p>(5分間休憩)</p> <p>会議を再開させていただきます。</p> <p>なお、会議次第の4において、白木委員を議事録署名者として指名いたしましたのですが、ご出席いただけないようですので、向井 治男委員を議事録署名者として指名させていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、会議次第の6、報告事項に入らせていただきます。都市計画マスタープランの見直しについて、事務局から説明願います。</p>
都市計画課主幹	<p>都市計画課主幹の林と申します。それでは、報告事項としまして「都市計画マスタープランの見直しについて」ご説明させていただきます。</p> <p>尾張旭市都市計画マスタープランにつきましては、おとし平成20</p>

年度開催の本審議会において、今後の方針などについて、中間報告という形で説明をさせていただき、委員の皆様からご意見を頂戴したところでございます。その後、これらのご意見を参考に作業を進めてまいりましたところ、このたびその素案をまとめることができたところでございます。

また、この都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法上「都市計画の手続きを経る必要の無い」となっております。しかし、「策定の際には市町村都市計画審議会で審議することが望ましい」との愛知県からの指導に基づき、本市としましては、皆様方にご審議をいただきたいと考えております。

ただし、なにぶん相当の分量があるものでございますので、本日は、その概要について「報告」という形でご説明させていただき、次回11月頃に開催させていただく第2回都市計画審議会において、改めて正式にご審議賜りたいと考えております。このため本日は、概要を皆様方にご承知いただければと考えておりますので、特段、皆様方にご審議いただく箇所はございませんので、よろしくお願いいたします。

都市計画課計画係長

それでは、「都市計画マスタープランの見直しについて」ご説明させていただきます。

まず、「都市計画マスタープランとは何か」でございますが、「市民の皆さんの意向や提案を踏まえながら、将来あるべきまちの姿を定め、それを実現するために取り組む事業を定める計画」のことでございます。

本市では、平成8年に平成22年を目標年次とする「尾張旭市都市計画マスタープラン」を策定しており、これまで、これに基づき、各都市計画事業を推し進めてきたところでございます。

続いて「都市計画マスタープランの見直し」についてでございます。皆様ご承知のとおり、社会経済情勢が現在の都市計画マスタープラン策定時の平成8年当時と比べ大きく変化していること。また、本日皆様にご審議いただきました、上位計画にあたる愛知県の計画、つまり名古屋都市計画区域マスタープランの改定が平成22年に予定されていること。そして、現在の都市計画マスタープランの目標年次が到来することなどの理由により、今回目標年次を平成37年とした形で、その見直しを行うこととしたところでございます。

次に、その「策定」、つまり「見直しの体制」についてでございます。今回の見直しに当たりましては、「まちづくりワークショップ」と「策定検討会議」から成る「市民参加組織」と、市役所内の「庁内策定組織」、そして本都市計画審議会や市議会、愛知県、市民を加えた形で進めることを基本としてまいりました。このうちの「市民参加組織」である「まちづくりワークショップ」につきましては、公募した市民の皆さんによって構成する組織でございます。41名もの登録のもと、5回に渡り、平日の夜遅くまで熱心に「まちの将来像」などについてご議

論いただいたところでございます。

また、もう一つの「策定検討会議」につきましては、大学教授のほか、商工会、農業委員会、婦人会、建築士会、社会福祉協議会、青年会議所の代表の方、そして公募市民などによって構成する組織でございまして、ワークショップで検討された事項を、専門的な見地でご議論いただいたところであり、全部で6回開催したところでございます。

それでは続いて「都市計画マスタープランの構成と見直しに係るスケジュール」についてでございます。今回の見直しの作業につきましては、平成19年度から開始したところでございます。また、今回の見直しに当たっては、「市民協働によるまちづくりの第一歩」として進めることを第一としてまいりました。このため、「市民参画」として「市民意識調査」や「まちづくり懇話会」そして「学生懇話会」を開催したとともに、内容の検討に当たっては、先程のワークショップや有識者による会議、パブリックコメントなどを実施してきたところでございます。

まず、見直し初年度の平成19年度には、「序章」と「第1章 現況と課題」につながる「市民意識調査」を実施し、無作為抽出した18歳以上の市民3,000名を対象として、これまでのまちづくりの評価や、今後への期待などに関する意識調査を行ったところでございます。

続いて、翌平成20年度には、まず、学校区ごとや商工会青年部、青年会議所を対象として「まちづくり懇話会」を開催し、「地域の課題」などに関する市民の皆さんの「生の声」をお聞かせいただきました。また、名古屋産業大学の学生さんのご協力により、若い方々の視点から見た「まちの将来像」などをお聞きし、これらの結果に基づき「まちづくりワークショップ」において、その解決策などの議論を行っていただき、策定検討会議による専門的な見地での検討を経て「第2章 都市づくりの目標」と「第3章 都市づくりの方針」、いわゆる「全体構想」の見直しを進めたところでございます。

さらに昨年平成21年度には、今度は身近な地域に視点を移して、「まちづくりワークショップ」で議論を重ね、同じく策定検討会議での検討を経て「第4章 地域別構想」の見直しを進めたところでございます。

なお、これらの市民参画により、行政だけでは到底気づけなかった多数のアイデアなどを頂戴したところでございまして、課題解決に当たって市民自らがどのようにすべきかまでご検討いただいたおかげもあり、最後の「第5章 実現に向けて」で、具体的な実施スケジュールまで策定できたところでございます。

そして今年度平成22年度につきましては、完成した素案を市民の皆様にご覧をいただき、またご意見をいただく「パブリックコメント」を実施しましたところ、8名の方から14項目についてご意見をいただくことができたところでございます。その後、これらのご意見を反映した

形で去る6月に最終の策定検討会議で議論を行い、その結果まとまったものを、本日皆様のお手元にお配りさせていただいたところでございます。

なお、今後につきましては、最終的な製本のための原案を作成し、これを用いて11月開催の本審議会へ諮問し、その結果をもって正式な決定へとつなげ、市民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

以上、今回の見直しに当たっての概要について、ご説明させていただきましたが、続いて、その見直し後の都市計画マスタープランの内容についてご説明させていただきたいと思っております。

都市計画課主査

それでは、「見直し後の都市計画マスタープランの内容について」、ご説明させていただきます。なお、実際の「本編」につきましては、全部で134ページにも上る膨大なものとなっております。このため、「概要版」としてカラー刷りの資料を4枚お配りさせていただいておりますので、こちらを用いて、その内容を説明させていただきたいと思っております。なお、この「概要版」につきましても、まだ「素案」の状態でございますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、最初に「テーマと理念」でございます。今回の見直し後の都市計画マスタープランにおける「都市づくりのテーマ」は「ともに育てる 笑顔とうるおい あふれるまち」とさせていただいております。

そして、この「都市づくりのテーマ」に基づき、「緑と水に彩られたまちづくり」、「活力とやすらぎのあるまちづくり」、そして「ともにつくるまちづくり」の3つを「都市づくりの理念」としてございます。

次に、見直し後の都市計画マスタープランの目標年次、つまり平成37年度の「目標人口について」でございます。こちらにつきましては国の機関の推計や、現在進行中の土地区画整理事業の計画人口を踏まえ、8万4千人としております。

続いて、これらの「テーマ」や「理念」、そして「目標人口」を実現するための「都市構造について」でございます。この「都市構造」の基本方針としましては、「うるおいが感じられる一体的な都市形成」、「活力を維持・向上する都市形成」、そして「やすらぎのある暮らしやすい都市形成」を掲げてございまして、それぞれを実現するため、まちの骨格となる土地利用や拠点、軸などを具体的に位置付けております。

続いて、先ほどの「都市づくりの理念」を実現するための具体的な方針、「都市づくりの方針について」でございます。まず「土地利用について」でございます。ここでは市街化区域と市街化調整区域に分け、土地利用の方針を掲げております。そのうち市街化区域の土地利用につきましては、「人口増加への対応は、現在施行中の土地区画整理事業における着実な新規住宅地の供給や市街化区域内の低未利用地における宅地化誘導によるものとし、基本的には、現在の市街化区域を維持するものとする」としております。この内容を地図でお示ししましたのが、「土

土地利用計画図」でございますが、現在の土地利用の状況と同じ内容となっております。

続いて、先ほどの「都市づくりの理念」ごとに分類した具体的な方針ですが、まず「緑と水に彩られたまちづくり」に関する方針としましては、「自然環境の保全・活用の方針」、「景観形成の方針」、「公園緑地の方針」等を掲げてございます。

次に「活力とやすらぎのあるまちづくり」に関する方針としましては、「市街地整備の方針」、「交通体系の形成方針」、「安全安心のまちづくりの方針」等を掲げてございます。

そして最後の「ともにつくるまちづくり」に関する方針としましては、「市民と行政の協働によるまちづくりの方針」と「事業者等と行政の協働によるまちづくりの方針」を掲げてございます。

以上が、市全体を対象とした「テーマや方針などについて」でございましたが、今度は市内の各地域における方針「地域別構想について」でございます。「中部」、「東部」、「南部」、「西部」、「北部」の5つの地域に分け、それぞれ「目標」と「重要方針」を掲げてございます。

簡単に各地域の内容をご説明いたしますと、市役所などが立地する「中部地域」につきましては、「本市の中心地としての利便性と豊かな自然を生かした人にやさしい豊かなまち」を目標として、城山公園や維摩池などといった豊かな自然環境を生かしたまちづくりを進めるとともに、鉄道駅周辺の商業・業務の拠点性の強化をめざすこととしてございます。

次に、三郷駅などを含む「東部地域」につきましては、「三郷駅を拠点に住・商・工が調和し豊かなコミュニティを育む誰もが住みたくなるまち」を目標として、三郷駅の拠点性強化をはじめ、北部丘陵地や矢田川などの保全・活用をめざすこととしてございます。

続いて、矢田川の南側に位置する「南部地域」につきましては、「周辺都市との交流と地域間のふれあいで夢を拓く はつらつとしたまち」を目標として、商業系の沿道サービスの充実により地域の利便性を向上させながら、市街地にうるおいを与える矢田川の水辺空間を積極的に活用することをめざすこととしております。

次に、印場地区にあたる「西部地域」につきましては、「人と人とのふれあいと交通環境の充実で新たな活力を育む 安全安心なまち」を目標として、緑地の保全や、歩いて暮らせるまちづくりなどをめざすこととしております。

最後に、愛知県森林公園がそのほとんどを占める「北部地域」につきましては、「豊かな自然環境の保全と活用で やすらぎと活力のある暮らしを支えるまち」を目標として、豊かな自然環境の保全と活用をしていくことをめざすこととしております。

なお、この各地域の目標につきましては、地域ごとに分かれて開催し

		<p>た「まちづくりワークショップ」の参加者の皆さんにお考えいただいたものが、その基礎となっております。</p> <p>続いて、最後となります「計画の実現に向けて」でございます。今後、本計画を着実に推進していくためには、行政による取り組みだけでなく、市民がコミュニティ活動や自主的に組織する団体、事業者等を通じて、積極的にまちづくりに参画、協力することが必要となることとなります。このため、市民・事業者・行政の役割を明確にするとともに、着実な進行のため、運用・連携の方策を示し、さらには進行管理ともなる主要な施策の実施スケジュールを管理していくものとしてございます。その内容は、本編において記載しているところでございます。</p> <p>以上が、都市計画マスタープランの概要版についての説明でございました。</p>
議	長	<p>ただいま説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(報告事項 質疑なし)</p> <p>次に会議次第の7、「その他」について事務局、何かありますか。</p>
	都市計画課主幹	<p>それでは、次回「第2回都市計画審議会」のご案内を再度させていただきたいと思っております。次回につきましては、「報告事項」の際にご説明しましたとおり、「都市計画マスタープランの見直しについて」を、今度は「議題」としてご審議いただくため、本年11月頃に開催させていただきたいと考えております。なお、その際には、最終的に製本する前の「原稿」の形で、あらためて、資料をご提示させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、正式な開催日時などにつきましては、改めて調整させていただきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回は、先ほど報告のありました「都市計画マスタープラン」についてご審議いただくため、11月ごろに開催されるとのことでもあります。皆さんお忙しい中かと思いますが、なにとぞご協力くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、これもちまして、平成22年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆さん長時間にわたり大変お疲れ様でした。</p>